



交母だより



佐井村
交通安全母の会

～ 秋の全国交通安全運動が実施されます～

日没が急に早まる秋。交通事故防止のためには、人も車も「自分を見せる」ことが大切です。

歩行者は反射材を身に付け、車は早めにライトを点灯するなど、交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故を防止しましょう。

運動の期間

9月21日(日)から9月30日(火)までの10日間

運動の重点

- 1 子どもと高齢者の交通事故防止
- 2 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 3 すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 飲酒運転の根絶

交通事故の半数以上は、夜間に発生しています。
反射材を身につけて、「人がいること」を知らせましょう！



みんなで続けていこう！交通死亡事故ゼロ 次の目標は1,000日 記録 **664**日(9/1現在)

9月の早め点灯時刻は 午後4時30分です

こちら佐井駐在所

☎**38**2218

警察の相談ダイヤル 【#9110】番

9月11日(木)は、「警察相談の日」です。

警察本部と各警察署では、DVなどの暴力、ストーカー、高金利、サイバー犯罪、薬物乱用、振り込め詐欺などの事件・事故による被害の未然防止に関する相談に応じています。

警察本部の警察安全相談室には、相談専用電話として【#9110】番を開設し、専門の相談担当者が対応しております。【#9110】番は、携帯電話やPHSからも利用可能ですが、ダイヤル回線電話や一部のIP電話からは利用できませんので、その場合は「0175-735-9110」をご利用ください。(どちらも通話料は有料です。)

●駐在メモ

～自転車は車の仲間～

時々、自転車のルールの悪い人を見かけます。

道路の真ん中付近を走る人、急に道路を横切る人、傘を差して運転する人、2人乗りをしている人など、大人も学生も見かけます。

自転車は「軽車両」という車の仲間、事故を起こし、原因が自転車にある場合は損害賠償を請求されることもあります。

ルールを守り安全に自転車を利用しましょう。

駐在日誌 ～管内事件・事故発生状況～

7月 【事件】なし

【事故】なし

事件・事故には遭わないよう、起こさないよう、みんなで気をつけましょう。